

# 霧島市『身寄り』がなくても 安心して暮らすためのガイドラインについて

鹿児島県 霧島市 こども部 こども家庭相談センター

しもつまがりさとこ

主幹兼相談・支援第1グループ長 下津曲聡子

R8.10.9





# ●霧島市の概要



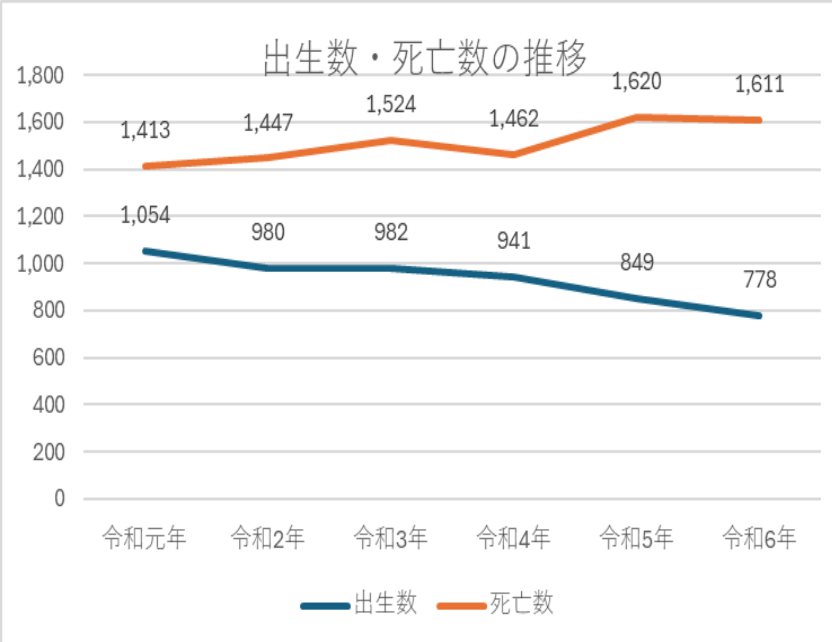
## 1 市制施行

平成17年11月7日 合併市町：国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町

## 2 位置・地勢

鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、北部は国立公園である風光明媚な霧島連山を有し、南部は豊かで広大な平野部が波静かな錦江湾に接し、湾に浮かぶ雄大な桜島を望む。また、霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く豊かな天降川、その流域に広がる豊かな田園、そして山麓から平野部まで温泉群等を有しており、海、山、川、田園、温泉など多彩で豊かな地域である。

## 3 面積 603.17km<sup>2</sup> (県総面積の6.6%を占める)



| 地区 | 日常生活圏域数 | R8.04.1現在 |         |
|----|---------|-----------|---------|
|    |         | 人口(人)     | 高齢化率(%) |
| 国分 | 3       | 59,300    | 24.42   |
| 溝辺 | 1       | 7,458     | 33.37   |
| 横川 | 1       | 3,066     | 51.70   |
| 牧園 | 1       | 5,371     | 53.42   |
| 霧島 | 1       | 4,045     | 51.00   |
| 隼人 | 2       | 38,605    | 27.72   |
| 福山 | 1       | 3,892     | 50.80   |
| 合計 | 10      | 121,737   | 29.71   |



# ●霧島市の医療専門職の配置 (会計年度任用職員を含む)

(令和8年4月1日現在)

| 部     | 課                                  | 人数                                                         | 担当業務                                                                    |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 総務部   | 総務課                                | 保健師 1名                                                     | 職員の健康管理                                                                 |
| 保健福祉部 | 健康増進課<br>(総合保健センター1F)              | 保健師 14名<br>管理栄養士 5名                                        | 健康づくり、予防接種<br>各種健診がん検診、健康相談等の企画調整                                       |
|       | 長寿介護課                              | 保健師 2名<br>歯科衛生士 1名<br>管理栄養士 1名<br>作業療法士 1名<br>(委託)理学療法士 1名 | 地域包括ケア推進<br>認知症関連施策<br>介護予防、高齢者の一体的実施事業                                 |
|       | 障害福祉課                              | 臨床心理士 1名                                                   | 障害者福祉に関すること                                                             |
|       | 生活福祉課                              | 保健師 1名                                                     | 生活保護受給者 健康管理                                                            |
| こども部  | 母子保健課<br>(総合保健センター1F)              | 保健師 18名<br>管理栄養士 1名<br>歯科衛生士 1名<br>助産師 1名                  | 課長:統括保健師<br>管理G 母子保健に関する企画調整、委託業務<br>第1G 母子健診、母子相談等<br>第2G 母子手帳交付、新生児訪問 |
|       | 母子保健課こども発達サポートセンター<br>(総合保健センター3F) | 保健師 5名<br>公認心理師 1名                                         | 発達に関する相談、支援                                                             |
|       | こども家庭相談センター                        | 公認心理師 1名<br>保健師 3名                                         | こども家庭センター(児童福祉・母子保健)                                                    |
| 各総合支所 | 市民生活課                              | 看護師 5名<br>(各総合支所1名ずつ)                                      | 健康相談・各種検診等                                                              |

## 本日のお話

- 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定について
- 地域包括支援センターの取組み
- 市と関係機関のつながり
- 民間団体の活動紹介
- 身寄りがいない人への支援について
- ガイドラインの更新等（居住支援協議会の取組み）
- ガイドライン策定をとおしての一考察

# 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすための ガイドライン

霧島市 身寄り



文字サイズ・色合い変更 音声読み上げ Foreign Languages  
Google カスタム検索 検索 検索の仕方

ホーム くらし 子育て 健康・福祉 消防・救急 防災 教育・文化 スポーツ まちづくり 産業・企業誘致

市政情報

ホーム > 子育て・健康・福祉 > 高齢者福祉・介護保険 > 高齢者支援サービス > 『身寄り』がなくても安心して暮らすために

## 高齢者支援サービス

- 緊急通報装置整備事業
- 『身寄り』がなくても安心して暮らすために
- 『霧島県地域の絆プロジェクト』（第12弾）は中止になりました。
- 高齢者福祉サービスについて
- フレイル予防応援ページ
- 配食サービス活用事業（地域生活配食事業・自立支援配食事業）
- 霧島市いきいきチケット
- 介護保険ボランティア・ポイント制度
- 霧島市高齢者グループポイント事業
- 地域のひろば推進事業

最新記事

いいね！ 0

更新日：2025年4月22日

## 『身寄り』がなくても安心して暮らすために

### 『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン

高齢夫婦のみの世帯や一人暮らし高齢者などの増加により、日常生活を営む上で、何かあったときに頼る人がいない、いわゆる身寄りがいない方が増加傾向にあり、その支援のあり方について全国各地で検討が進められています。

本市におきましても、令和5年9月末現在で65歳以上の高齢化率は市全体で28.7%、一部では50%を超える地区もあるため、各地区の民生委員や地域見守り支援員の皆様などによる活動や、福祉給食の配食事業における見守りなどにより、これまで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境の充実に努めてきたところです。

また、令和2年度からは、福祉事業に携わる方々が中心となり、始良地区医師会や社会福祉協議会などの関係機関と行政が協働で、情報交換や実態調査、研修会を重ね、『霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン』を作成しました。

ガイドラインについては、[一般社団法人サツマスタのホームページ（外部サイトリンク）](#)に掲載されています。

## 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン



霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定委員会

本ガイドラインについては、『活動のようす』のページに掲載されています。

## 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン

★霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン

【PDF】

★霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすために（リーフレット）

【PDF】

★『身寄り』がなくても安心して暮らせる共生のまち霧島市創造事業 報告書【PDF】

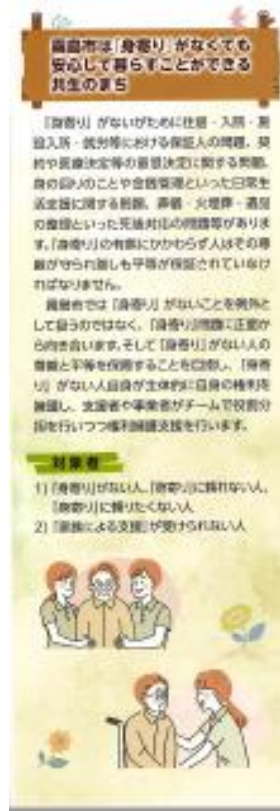
スクロール

霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン 令和4年12月発行  
発行 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定委員会

A4サイズ  
34ページ

# リーフレット

## 設置場所：市役所・ガイドライン策定委員協力機関・ 身寄りのない人の相談窓口 等



# ガイドライン対象者

1. 『身寄り』がない人
2. 『身寄り』に頼ることができない人
3. 『身寄り』に頼りたくない人
4. 『家族による支援』が受けられない人

## 基本的な考え方

1. 『身寄り』がないはすでに「スタンダード」
2. 『身寄り』がない人の尊厳と平等
3. 『身寄り』がない人の主体的行動
4. 支援者や事業者による権利擁護支援
5. チームによる支援と役割分担
6. 『身寄り』があってもなくても安心して暮らせる共生のまち霧島を目指して

目的は、霧島市における『身寄り』問題を解決し、霧島市を『身寄り』がなくても安心して暮らすことができる共生のまちに

主役は当事者  
『身寄り』がない当事者の  
事前の意思表示  
「つながり」と「互助」  
「備え」



# 身寄りがいないことで困ることの対応例を掲載

| 1) | 「保証人がいないためにアパートが借りられない、入院、入所ができない」<br>(連帯保証人・身元保証人・緊急連絡先等の問題)            |
|----|--------------------------------------------------------------------------|
| 2) | 「手術をしないとイケないけれど同意をしてくれる人がいない」<br>(福祉サービス、医療行為等の内容に関する意思決定の問題)            |
| 3) | 病気をして買い物や手続きのために出かけることができない」<br>(移動、買い物、通信、手続き等のいわゆる「身の回りのこと」)           |
| 4) | 「けがをしたり認知症になったりしてお金をおろしに行くことができない」<br>(預貯金の払戻し、公共料金、入院費、施設利用料の支払い等の金銭管理) |
| 5) | 「自分がもし死んだときのことが心配」<br>(葬儀、遺体の引き渡し、遺品の処分等の死後事務)                           |
| 6) | 「親が保証人になってくれないため就職が難しい」<br>(「家族による支援」を受けることのできない若者の問題)                   |



がないから困っています・・・

誰に相談したらいい？



• • • P 8

• • • P11

• • • P13

• • • P15

• • • P17

• • • P20



### 経費等の手配



遺体・遺品の引き取り

誰もが安心して暮らせる共生のまちの実現を目指して



# チーム支援と役割分担



## 対応における基本原則

本人・地域住民・支援者・事業者・行政の「チームによる支援」

本人・地域住民・支援者・事業者・行政の「役割分担」

『身寄り』のない人に対する支援は、制度が存在しないため、担当する支援者が孤立し抱え込みがちです。そこで、チームを形成して支援を提供するようにします。

また、これまで家族が担ってきた支援を社会で行うものであり、支援内容が多岐にわたります。そこでチームの中で、役割分担を行って支援を提供します。

【 役 割 分 担 シ ー ト 】

本人氏名 霧島 太郎 様の支援シート

| 話し合いの日  | 令和 4 年 5 月 6 日 | 本人の参加   | 本人の参加 | 連絡先           |
|---------|----------------|---------|-------|---------------|
| チームメンバー | 氏名             | 関係・所属   | 〇     | なし            |
|         | 霧島 太郎          | 本人      | 〇     | 090-0000-0000 |
|         | 〇 渡辺 菜子        | ケアマネジャー | 〇     | 0995-00-0000  |
|         | 田分 花子          | 隣人      | 〇     | 0995-△△-0000  |
|         | 集人 次郎          | 民生委員    |       |               |

※チームリーダーには〇印をつけてください。  
(役割分担が必要な項目は〇に✓をつけてください)

| 1. 日常生活の課題 |   | こんなとき                | 相談窓口や支援者                                              | 支援内容                      |
|------------|---|----------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------|
| ①          | □ | (例) 骨折をして家事が出来なくなった。 | (関係・所属) : ケアマネジャー<br>(担当者) : 霧島 太郎<br>(連絡先) : 〇〇-〇〇〇〇 | 訪問介護事業所や短期入所等の介護保険サービスの調整 |
|            |   |                      | (関係・所属) :<br>(担当者) :<br>(連絡先) :                       |                           |

| 2. 現状の課題 |   | こんなとき                     | 相談窓口や支援者                                              | 支援内容         |
|----------|---|---------------------------|-------------------------------------------------------|--------------|
| ①        | □ | (例) 身元保証人がおらず、アパートが借りられない | (関係・所属) : 居住支援協議会<br>(担当者) : 牧田 菜子<br>(連絡先) : 〇〇-〇〇〇〇 | 身元保証・社会資源の活用 |
|          |   |                           | (関係・所属) :<br>(担当者) :<br>(連絡先) :                       |              |

# 『身寄り』がない人の相談窓口

R8年度の組織改正  
により見直し中

**\*それぞれの窓口に、ガイドライン作成の目的と掲載内容の確認を行いました。**

**策定時は、窓口の一本化が課題として残りましたが、R8年度から地域福祉課が身寄り問題の総合窓口となりました。**



- ◆ 本人が高齢者の場合  
長寿・障害福祉課 長寿福祉グループ: ☎0995-64-0704  
霧島市地域包括支援センター: ☎0995-48-7979
- ◆ 本人が障害者の場合  
長寿・障害福祉課 障害福祉グループ: ☎0995-64-0855  
霧島市基幹相談支援センター: ☎0995-73-7376
- ◆ 本人がこども・若者の場合や妊産婦・子どものいる世帯の場合  
こども・くらし相談センター(第2グループ): ☎0995-64-0881  
すこやか保健センター(第2グループ): ☎0995-42-1159
- ◆ 本人が生活困窮者、その他の場合  
こども・くらし相談センター(第1グループ): ☎0995-55-4038  
生活福祉課 ☎0995-64-0962  
霧島市社会福祉協議会 成年後見センター ☎0995-45-1557
- ◆ 民生委員・児童委員に関すること  
保健福祉政策課 政策グループ: ☎0995-64-0904
- ◆ まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所(市内64か所)  
(事務局) 地域密着型サービス事業者連合会  
☎0995-48-8877

# ガイドライン策定の経緯等

## 令和2年度

- ・介護保険サービス事業者から「身寄りがない方の支援」について、市へ体制整備の要望あり（9月）
- ・NPO法人つながる鹿児島等の協力のもと、市関係課、関係機関を対象に研修会の開催（10月）
- ・継続的に協議を行うために官民共同で構成する作業部会の設置（11月）

## 令和3年度

- ・身寄りがないことでの支援体制や困難事例対応の関係者等へアンケート調査実施（R2.12～R3.4）
- ・アンケート調査結果をもとに関係者等で勉強会実施（5月～3月）  
※関係者等：相談支援事業所、介護支援専門員、医療機関、高齢者施設等
- ・先進自治体（魚沼市社会福祉協議会）の担当者を講師として講演会実施（8月）

## 令和4年度

- ・作業部会においてガイドライン案作成
- ・ガイドライン策定委員会（1回目7月、2回目10月、3回目12月）
- ・霧島市版ガイドライン・キックオフシンポジウム開催（2月）

## 作業部会 関係機関 (18人)

社会福祉協議会 成年後見センター

社会福祉協議会 地域福祉課

地域包括支援センター

基幹相談支援センター

鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会

保健福祉政策課 政策グループ

長寿・障害福祉課 長寿福祉グループ

こども・くらし相談センター

一般社団法人 サツマスタ

|    | 策定委員会 関係機関 (20人)      |
|----|-----------------------|
| 福祉 | 鹿児島県介護支援専門員協議会 始良伊佐支部 |
| 福祉 | 社会福祉法人 2法人            |
| 福祉 | 居住支援法人 2法人            |
| 福祉 | 霧島市民生委員・児童委員協議会連合会    |
| 福祉 | 鹿児島県精神保健福祉士協会         |
| 福祉 | 霧島市社会福祉協議会            |
| 医療 | 始良地区医師会長              |
| 医療 | 始良地区薬剤師会長             |
| 医療 | 鹿児島県看護協会 始良・伊佐地区      |
| 医療 | 鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会     |
| 司法 | 日本司法書士会連合会            |
| 司法 | 日本弁護士会                |
| 救急 | 霧島市消防局                |
| 行政 | 霧島市 関係課               |

# 令和4年度 ガイドライン策定委員会

(一般社団法人サツマスタによる開催)

| 回 | 日付    | 内容                                                                                      |
|---|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 7/4   | ①『身寄り』がなくても安心して暮らせる共生のまち霧島市創造事業これまでの取り組み報告<br>②意見交換<br>③今後の予定                           |
| 2 | 10/14 | ①他市町村の事例について(新潟県魚沼市)<br>②質疑応答<br>③霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン(案)説明<br>④質疑応答<br>⑤今後の予定 |
| 3 | 12/26 | ①霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン(案)説明<br>②質疑応答<br>③今後の予定                                  |

## 【アドバイザー】

| 氏名    | 所属                 |
|-------|--------------------|
| 芝田 淳  | NPO 法人つながる鹿児島 理事長  |
| 上園 卓哉 | NPO 法人つながる鹿児島 事務局員 |



# ガイドライン策定委員会 意見・助言等

- 日常生活自立支援事業や成年後見センターを社協で担っているが、制度の狭間の課題もある。
- 制度への勧誘になりがち、本人の思いを尊重しているか。チーム支援をする中で選択してほしい。
- 後見人等を引き受ける専門家が不足している。
- 医療機関でも誰が支援するのか、お見合いになる場合がある。
- 救急を担当している。身寄りがない場合は搬送に時間を要する。
- 障害を持つ方の居住サポートをしているが、希望する住居に住めない場合もある。
- 入所時の連帯保証人やケアプランの同意など、悩んでいる。
- このガイドラインの発行元はどこか。誰がどのように活用するのか。
- 相談先が一目瞭然で分かるようにしてほしい。
- 意志決定支援ツールや、ACPの活用についても追加してほしい。
- 若者支援の社会資源の少なさに改めて気づかされた。

# 作業部会

令和2年10月：事業説明会  
 令和2年11月：委員選考・準備会  
 令和2年12月：作業部会設置



作業部会の様子



令和2年度 全3回  
 令和3年度 全8回  
 令和4年度 全10回

時間：1時間半～2時間程度

シンポジウムチラシ

令和3年8月：シンポジウムの開催  
 令和4年12月：策定  
 令和5年2月：キックオフシンポジウムの開催

**身寄りなくても暮らせる街へ**

霧島市 官民連携で指針

【主催】霧島市「身寄り」がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定委員会  
 【共催】霧島市、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会  
 【日時】令和5年2月18日(土) 13時30分～16時45分(受付13時～)  
 【会場】霧島市役所シビックセンター 多目的ホール  
 【開催方法】googleフォームよりお申込み下さい。  
 ①会場参加・・・定員先着100名  
 ②Zoomウェビナーにて配信・・・定員先着100名  
 【お申込み】googleフォームよりお申込み下さい。  
 https://forms.gle/9t5k4k4k4k4k4k4k  
 風スモホ・タブレットにてQRコードを読み取り下さい。

策定委員らシンポ「地域、社会が家族に」

「身寄り」がなくても安心して暮らすためのガイドラインの策定が完了しました。これは、一つの事例に過ぎません。「身寄り」がないことでも暮らしの不安や困りを感じていない方が多く存在していることが明らかになりました。今後、このガイドラインが活用されることで「誰もが安心して暮らせる共生のまち霧島」に一つも近づけるものと期待をします。

**地域共生社会の実現を目指して 霧島市版ガイドライン・キックオフシンポジウム**

「身寄り」がなくても安心して暮らすためのガイドラインの策定が完了しました。これは、一つの事例に過ぎません。「身寄り」がないことでも暮らしの不安や困りを感じていない方が多く存在していることが明らかになりました。今後、このガイドラインが活用されることで「誰もが安心して暮らせる共生のまち霧島」に一つも近づけるものと期待をします。

【主催】霧島市「身寄り」がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定委員会  
 【共催】霧島市、社会福祉法人霧島市社会福祉協議会  
 【日時】令和5年2月18日(土) 13時30分～16時45分(受付13時～)  
 【会場】霧島市役所シビックセンター 多目的ホール  
 【開催方法】googleフォームよりお申込み下さい。  
 ①会場参加・・・定員先着100名  
 ②Zoomウェビナーにて配信・・・定員先着100名  
 【お申込み】googleフォームよりお申込み下さい。  
 https://forms.gle/9t5k4k4k4k4k4k4k  
 風スモホ・タブレットにてQRコードを読み取り下さい。

開催日 2/18 (土曜日)

**『身寄り』がなくても安心して暮らせる 共生のまちを目指して**

2021年 8月26日(木) 14:00～17:00 (受付13:30～)

【開催方法】会場とZoomのハイブリッド開催  
 ①会場：霧島市役所シビックセンター 多目的ホール(定員100名)  
 ②Zoom：ウェビナーにて配信  
 【お申込み】googleフォームよりお申込み下さい。  
 https://forms.gle/9t5k4k4k4k4k4k4k  
 風スモホ・タブレットにてQRコードを読み取り下さい。

【参加費】無料

【お問い合わせ】事務局 一般社団法人 サマスタ 電話 (0995) 48-8877 担当 (奥井・西)

# アンケート調査（霧島市内）

実施方法：Google Form及びFAX

期 間：R2年12月～R3年7月

調査①：在宅支援（地域包括支援センター、地域密着型サービス事業者連合会から依頼）  
・地域密着型サービス事業所・地域包括ケアライフサポートワーカー  
・地域包括支援センター・社会福祉協議会・**市役所**等

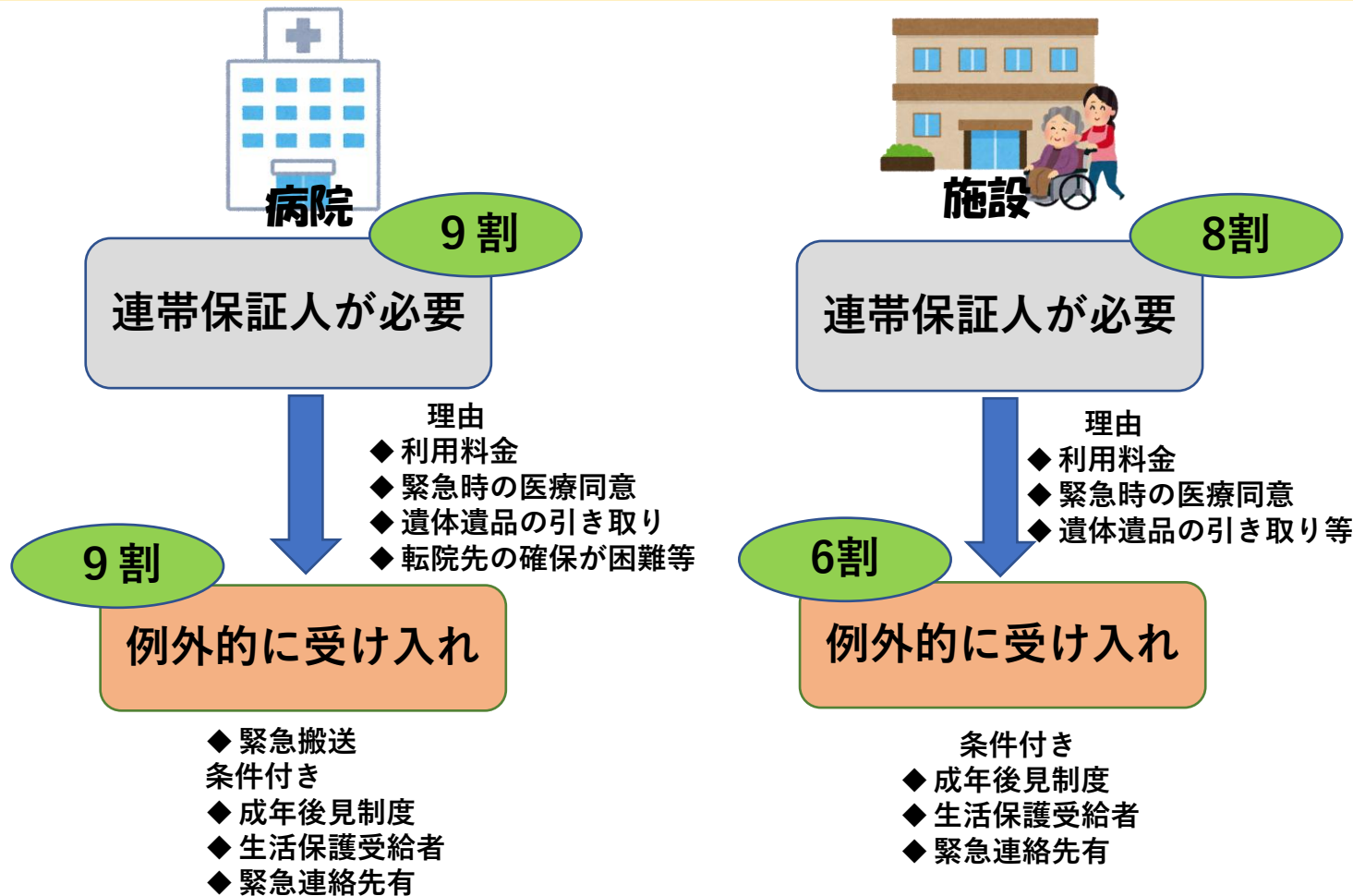
調査②：高齢者入所施設（**長寿・障害福祉課から依頼**）  
相談員・介護支援専門員・事務職等

調査③：病院・クリニック（**長寿・障害福祉課から依頼**）

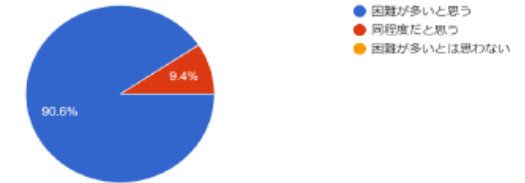


# アンケート結果から

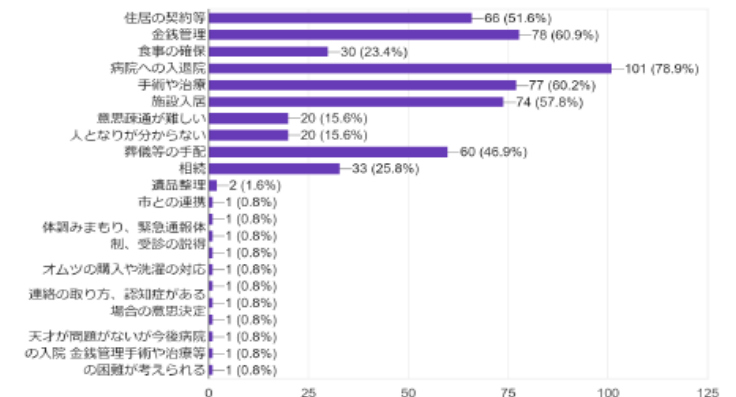
身寄りがない方の支援は、特に入院、入所、住居の連帯保証、金銭管理、葬儀に対し困難が多いと感じている



3. 身寄りがない方の相談は、そうでない場合と比較して、困難が多いと思われますか？ (139 件の回答)



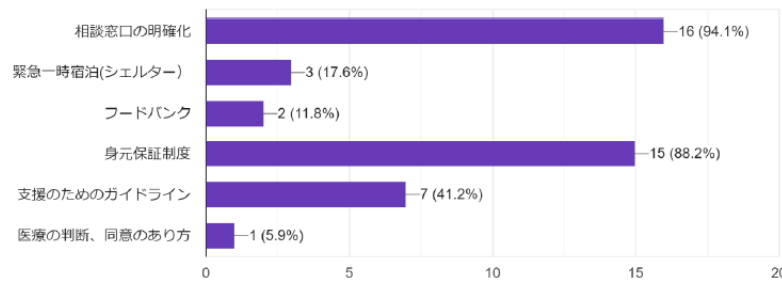
4. 3で「困難が多い」と答えた方にお聞きします。それはどのような点ですか。 (128 件の回答)



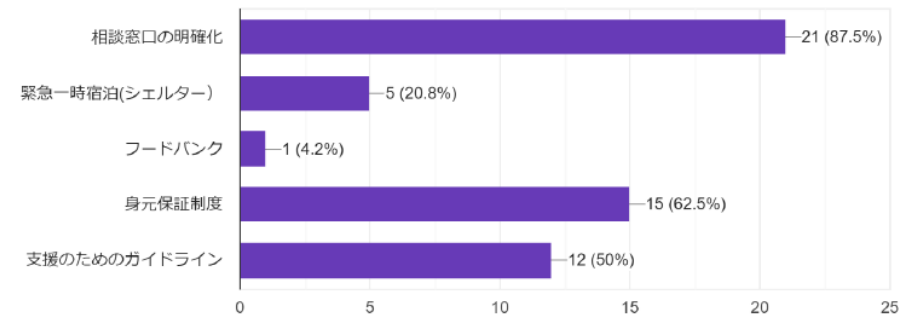
# アンケート結果から

設問「身寄りのない方に対する支援について、どのような支援や制度が必要と考えるか？」

6. 『身寄り』がない方に対する支援について、どのような支援や制度が必要だとお考えになりますか？（複数回答）（17件の回答）



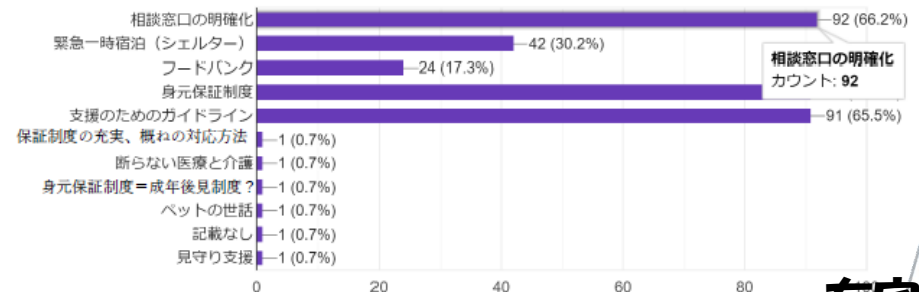
5. 『身寄り』がない方に対する支援について、どのような支援や制度が必要だとお考えになりますか？（複数回答）（24件の回答）



回答者の大半が、身元保証制度や相談窓口の明確化、支援のためのガイドラインを希望した。



5. 『身寄り』がない方に対する支援について、必要と思われる支援等を教えてください。（139件の回答）



# 勉強会（一般社団法人サツマスタによる開催）

| 日付       | 内容                                                                                                                                                   |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R3, 4/19 | 始良伊佐地区『身寄り』問題意見交換会                                                                                                                                   |
| 5/26     | 第1回勉強会 『身寄り』問題に関する取り組みについて（総論）<br>①霧島市におけるアンケート調査結果<br>②『身寄り』問題とは<br>③社会福祉推進事業『身寄り』のない人を地域で受け止めるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業について                    |
| 6/24     | 第2回勉強会 『身寄り』各論① 連帯保証問題<br>①住宅の連帯保証問題 NPO法人やどかりサポート<br>②病院・施設の連帯保証問題 霧島市地域包括支援センター<br>③成年後見制度について 霧島市成年後見センター<br>④『身寄り』のない方の後見業務 司法書士                 |
| 7/29     | 第3回勉強会 『身寄り』各論② 医療に関する意思決定の問題<br>①問題点提起 事例報告 鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会<br>医療決定に関する法律の解説<br>②解決の方向性について 国のガイドラインの解説 NPO法人つながる鹿児島<br>ACPについて 鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会 |
| 9/14     | 第4回勉強会<br>愛知県江南厚生病院の取り組みに学ぶ（地域医療機関ガイドラインに関するオンデマンド配信の事前視聴に基づく意見交換）                                                                                   |
| 11/15    | 第5回勉強会 『身寄り』各論③ 死後対応<br>①現状における対応事例 霧島市地域包括支援センター<br>②今後求められる形の対応事例 一般社団法人サツマスタ<br>③死後対応にまつわる問題点の整理 NPO法人つながる鹿児島                                     |
| R4, 1/27 | 第6回勉強会<br>「身寄りなし問題を考える研修会」 身寄りなし問題研究会（新潟県）                                                                                                           |
| 3/9      | 第7回勉強会<br>「医療現場における身寄りなし問題」 済生会神奈川県病院医療福祉相談室長（神奈川県）                                                                                                  |

## 本日のお話

- 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定について
- 地域包括支援センターの取組み
- 市と関係機関のつながり
- 民間団体の活動紹介
- 身寄りがいない人への支援について
- ガイドラインの更新等（居住支援協議会の取組み）
- ガイドライン策定をとおしての一考察

# 霧島市地域包括支援センターの身寄り問題の取り組み経緯

H30

◆地域包括支援センターで「身元保証等がない方への支援について」**マニュアル**作成を行う。

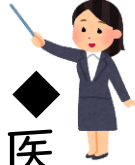


医療機関や福祉施設に配りたい！  
市発行になると時間がかかる。  
包括の**研修資料**なら配れる！



R1

◆医療機関・障害福祉施設  
介護保険入所施設・在宅支  
援・地域向けに、研修会を  
実施し、マニュアルを配布。



一時話題になったけど、忘れ去ら  
れる。なぜ？  
単独ではなかなか拡がらない。  
行政が出すことに意味がある？

R2

◆一般社団法人サツマスタが、身寄り  
問題に手を挙げる。



包括も一緒に取り組む。



R3

検討を重ねた結果、市で発行できない。



R4

◆**官民協働**で身寄りガイドライン発行

## 本日のお話

- 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定について
- 地域包括支援センターの取組み
- 市と関係機関のつながり
- 民間団体の活動紹介
- 身寄りがいない人への支援について
- ガイドラインの更新等（居住支援協議会の取組み）
- ガイドライン策定をとおしての一考察

# 市と関係機関のつながり

ACPの推進  
私のアルバム  
作成

認知症専門部会  
認知症カフェ  
みまもりあいアプリ  
の普及

施策の推進、作業をとおし  
困難ケースの支援も重ね  
顔の見える関係性

介護予防の推進  
地域のひろば

地域包括ケア・  
ライフサポート  
ワーカー

地域ケア会議  
(個別・地域)

# 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー（以下LSW）（64人 R8.4月現在） （霧島市地域密着型サービス事業者連合会に養成を委託）

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築の推進、及び制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「**我が事**」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現に資するため、日常生活圏域ごとに霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーを配置し、もって地域に密着した相談・生活支援体制の構築を目的とする。

・資質向上（6か月間8回の研修）

・地域の相談拠点

・地域づくりの拠点化

・地域包括支援センターのブランチ

・地域福祉のキーパーソン

まちかど介護相談所カ所**17**カ所 まちかど丸ごと相談所**34**カ所

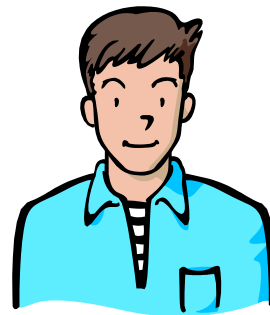
研修終了



ライフサポートワーカー



市認定の介護相談所



資格証交付

ライフサポートワーカー



| 年度     | 養成   | 人数  |
|--------|------|-----|
| 平成24年度 | 第1期生 | 35  |
| 平成25年度 | 第2期生 | 19  |
| 平成26年度 | 第3期生 | 27  |
| 平成27年度 | 第4期生 | 30  |
| 平成28年度 | 第5期生 | 34  |
| 平成30年度 | 第6期生 | 21  |
| 令和 3年度 | 第7期生 | 18  |
| 令和 5年度 | 第8期生 | 12  |
| 令和 7年度 | 第9期生 | 8   |
|        | 合計   | 204 |

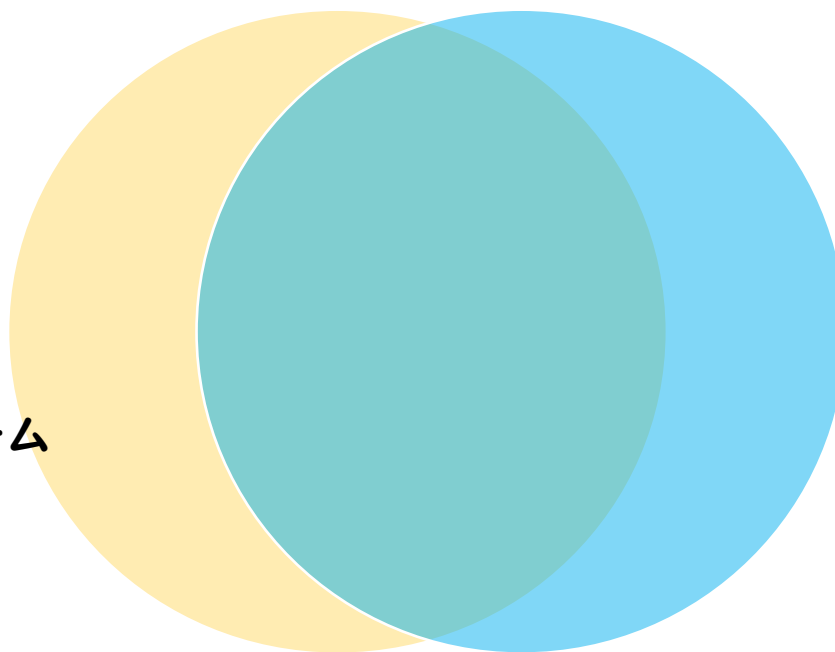
# 地域密着型サービス事業者連合会とLSWの関係性

地域密着型サービス事業者連合会  
～行政のパートナーとして～

## 65事業所

(賛助会員含む)

- ・小規模多機能ホーム
- ・看護多機能ホーム
- ・グループホーム
- ・認知症ディサービス
- ・地域密着型ディサービス
- ・小規模特別養護老人ホーム
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・賛助会員



## 51事業所

64人

- ・地域密着型サービス事業者
- ・高齢者施設
- ・医療機関
- ・居宅介護支援事業所
- ・障害福祉事業所
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター

地域包括ケア・ライフサポートワーカー  
～伴走支援の一員として～

## 本日のお話

- 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定について
- 地域包括支援センターの取組み
- 市と関係機関のつながり
- 民間団体の活動紹介
- 身寄りがいない人への支援について
- ガイドラインの更新等（居住支援協議会の取組み）
- ガイドライン策定をとおしての一考察

# 一般社団法人サツマスタ 活動紹介

## ほっと明日 から 歩める ように

- ・行き場のない不安な夜を、シェルター（**そのひやね**）でサポートします
- ・身寄りがない事での課題をサポートします

### そのひやね

（緊急避難シェルター）

私たちはDV（家庭内暴力）・虐待被害者・一時的  
生活困窮者の方々の緊急シェルター設置を行なっ  
ています。

身近な方からの暴力や暴言、虐待。私たちは、不安なその  
方に **その日の屋根** を提供します。まずは、一夜を少し  
でも安心して過ごして頂き、明日からの一歩が踏み出せる  
よう私たちは願っています。

### ひとり住まいサポート

私たちは親族や頼れる知人がいない事で、  
アパート、高齢者施設を一緒に考え支援します。

連帯保証人、身元保証人がいないことで、お困りの方おら  
れないでしょうか？例えば、アパートが借りられない、高齢  
者向けの施設に入所ができない。これらは健康や生活に関  
わる大切な問題です。私たちサツマスタッフが、行政・関係  
機関とチームを作りサポートします。ご本人、身近で支援を  
されておられる方、まずはお気軽にご相談ください。

# 緊急避難シェルターの様子



# やどかりプラス 活動紹介

つながりを生み出すのは、当事者自身



居場所CoCoDeにやどかりライフ参加者が集う様子



「やどかりライフ」参加者Mさんの「お別れ会」の様子。  
全員が他人だが12名のなかまたちで故人を見送り吊った。

# つながるファイルを書く会

『身寄り』がなくても困ることなく  
安心して生きていくための【情報共有ファイル】  
エンディングノートではない  
「備える」ではなく「知りあう」

業者や専門家やNPOではなく、  
なかまに託すことが目標  
(もちろん、とてもハードルは高い)



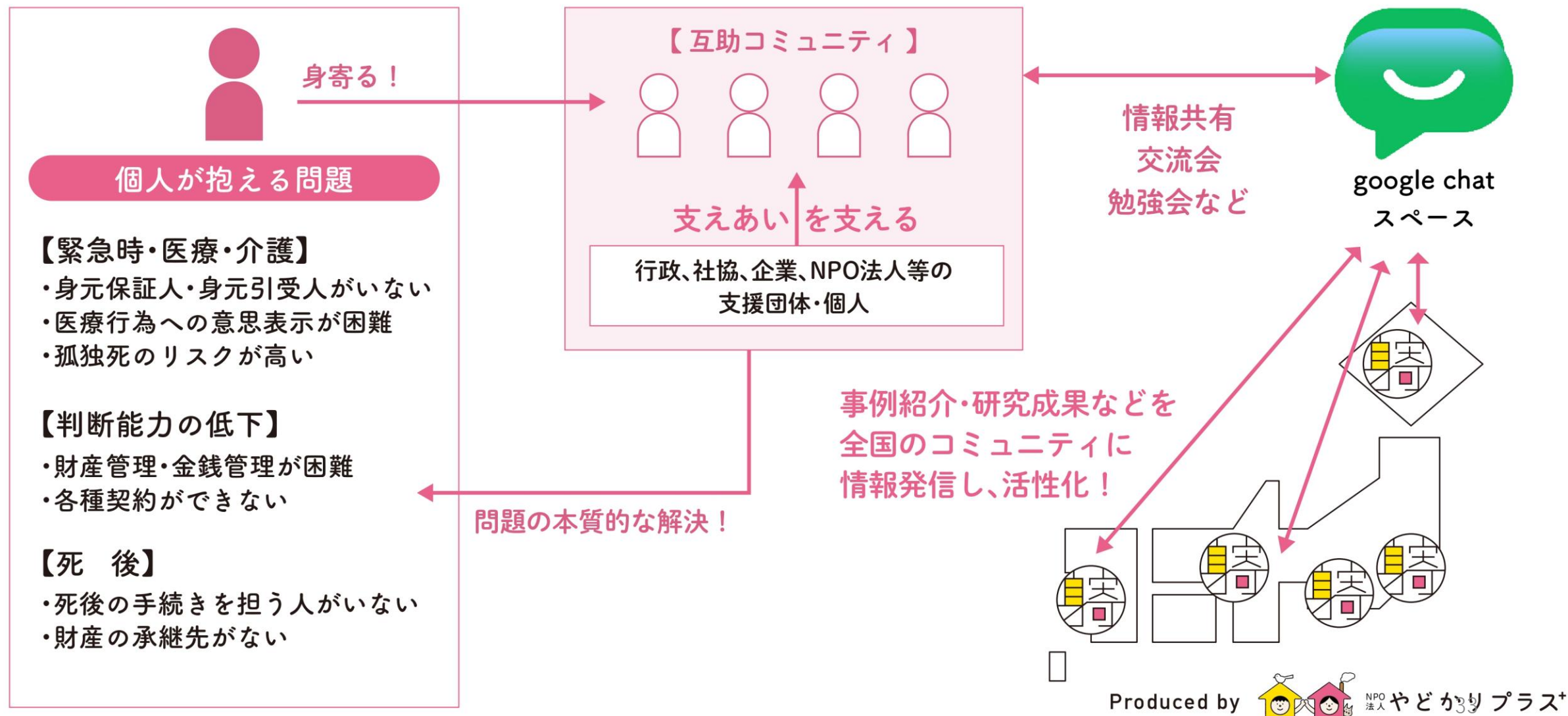
| 医療について(1)-2                                           |  |   | もしもの時(死亡)のこと(1)                                                       |  |
|-------------------------------------------------------|--|---|-----------------------------------------------------------------------|--|
| 私が救急搬送されたり、入院した場合の<br>(医療機関からの)緊急連絡先の順位 ※住所等は連絡先リスト参照 |  |   | ■ 遺言について                                                              |  |
| 1                                                     |  | 2 | 遺言状を <input type="checkbox"/> 書いてある <input type="checkbox"/> 書いていない   |  |
| 3                                                     |  |   | 遺言状の作成日 年 月 日                                                         |  |
| 自分で意思表示や判断が難しくなった時、主治医が相談してほしい人                       |  |   | 遺言の種類 <input type="checkbox"/> 公正証書遺言 <input type="checkbox"/> 自筆証書遺言 |  |
| 1                                                     |  | 2 | 保管場所                                                                  |  |
| 3                                                     |  |   | <input type="checkbox"/> つながるファイルの封筒に保管してある                           |  |
| 知らせてほしい人                                              |  |   | ■ 死後事務の委任契約を締結している場合                                                  |  |
|                                                       |  |   | 事務受任者 関係                                                              |  |
| 知らせないでほしい人                                            |  |   | ■ 契約まではしていないが、死後の事務について、頼んでいる人                                        |  |
|                                                       |  |   | 氏 名 関係                                                                |  |
| ※ つながる鹿児島やゆくさの会のメンバー以外から知られる可能性がありますので、ご了承ください。       |  |   | ■ 危篤状態・緊急入院の場合や死亡時の預金の引出方法について                                        |  |
| 【備考】                                                  |  |   |                                                                       |  |
|                                                       |  |   | ■ 危篤状態の場合や死亡時の居室への入室方法について                                            |  |
|                                                       |  |   |                                                                       |  |



みよるネ  
Mi-Yo-Ru network

## 【事業概要】

「身寄る」本人はもちろん、「身寄る」を支援する団体・個人・行政による身寄り問題の本質的な解決を目指す全国ネットワークです。



## 本日のお話

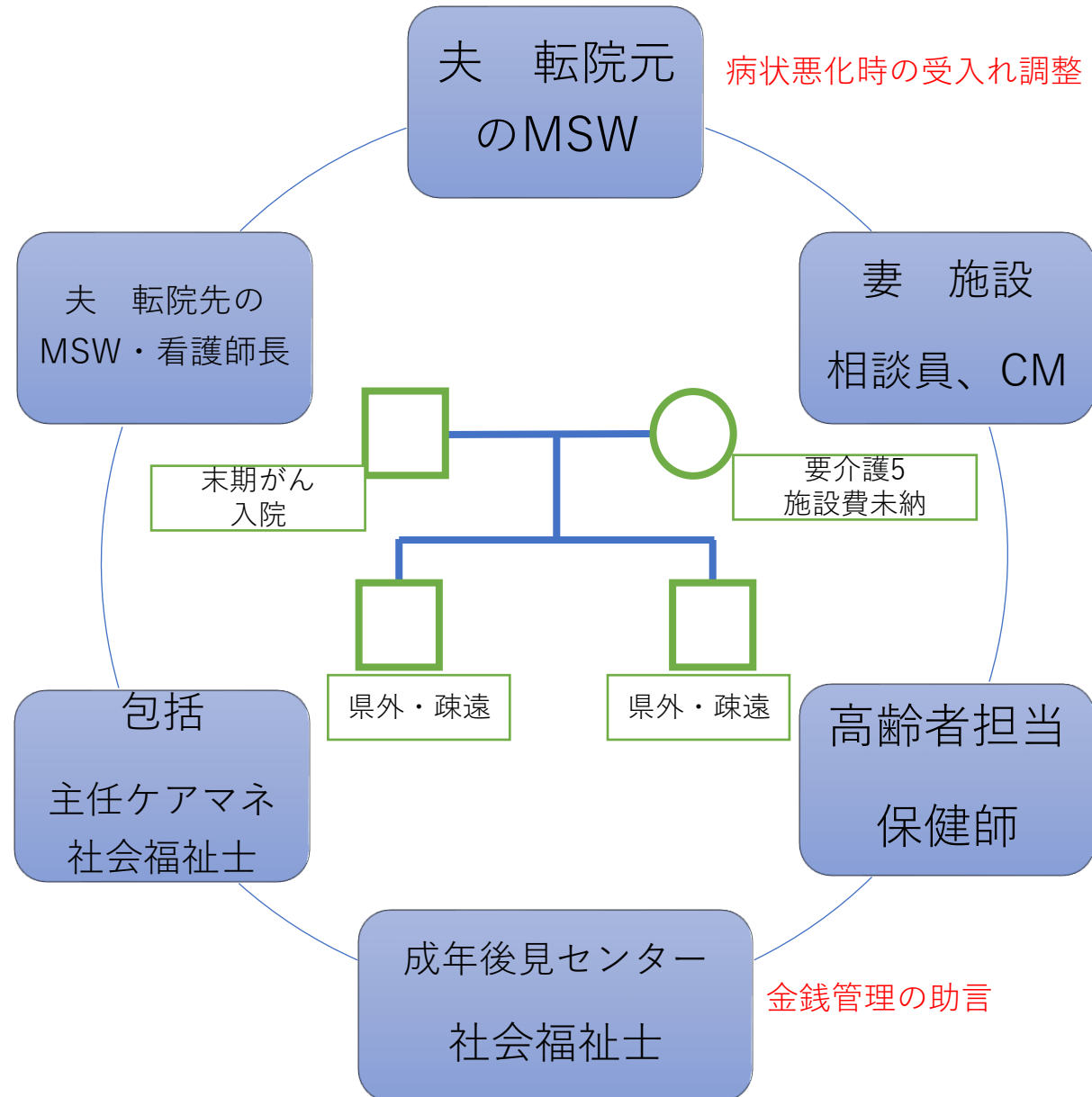
- 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定について
- 地域包括支援センターの取組み
- 市と関係機関のつながり
- 民間団体の活動紹介
- 身寄りがいない人への支援について
- ガイドラインの更新等（居住支援協議会の取組み）
- ガイドライン策定をとおしての一考察

# 身寄りがない夫婦

## 【参加者】

長く生存できないと医師から病院としては患者の命は救うが、行政は福祉の役割をしっかりと果たすように。  
夫の病状の窓口

施設職員の伴走支援  
面談への同席



## 庁内等の調整（長寿・障害福祉課）

- 生活福祉課 生活保護申請
- 市消費者センター 借金の援用手続き
- 市民課 戸籍照会は法的根拠がないためできない
- 保健福祉政策課 葬儀の手続き
- 収納課 分納の相談
- 上下水道総務課 未払い分の請求書発行
- 環境衛生課 ごみ処分の相談
- 保険年金課 後期高齢者医療 夫の限度額認定証の発行、高額療養費の受け取り
- 保険年金課 未支給分の年金の受け取り
- 長寿・障害福祉課 介護 妻の限度額認定証の発行
- 他、ガス、くみ取りへの連絡（電気、電話は本人から）

## アパートの片付け等

- 市役所、包括、施設、LSW、清掃業者 合計10人集合
- LSWが2トントラックを貸し出す
- スーツをビニールに覆い、大事にしまってあった。最期のために2着選ぶ。
- 写真がたくさん出てくる。
- スーツと写真を妻のベットサイドへ。妻にスーツを選んでもらう。
- 施設職員がクリーニングへ出し、夫が入院する医療機関へ持っていく。

## 本日のお話

- 霧島市『身寄り』がなくても安心して暮らすためのガイドライン策定について
- 地域包括支援センターの取組み
- 市と関係機関のつながり
- 民間団体の活動紹介
- 身寄りがいない人への支援について
- ガイドラインの更新等（居住支援協議会の取組み）
- ガイドライン策定をとおしての一考察

# ガイドラインの更新等（居住支援協議会の取組み）

| 年度   | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R6年度 | 作業部会を1回開催した。内容の更新は必要ないと確認した。<br>参加者で事例等の情報共有を行った。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| R8年度 | <p data-bbox="351 492 2458 721"><b>霧島市居住支援協議会 作業部会</b>において、改訂を予定している。<br/>改訂後は、中核的機関である、社会福祉協議会、地域包括支援センター、成年後見センター等の関係機関と共有し、合同ケース検討会を実施予定である。</p> <p data-bbox="351 806 1809 1335">※居住支援協議会 関係機関<br/>不動産業者、社会福祉協議会、地域包括支援センター<br/>基幹相談支援センター、成年後見センター、地域生活支援センター、居住支援法人、障害福祉サービス事業者<br/>地域包括ケア・ライフサポートワーカー、医療機関<br/>県始良・伊佐地域振興局、県居住支援協議会担当者<br/>霧島市関係課等</p> |



# ガイドライン策定をとおしての一考察

- 信用性、普及力があるため、行政主体で作ってほしい要望に対し、当時は総合的な窓口が決まらず、また策定の根拠が不明瞭であった。
- 保健師は、課内、部内の理解を得られるよう協議の場を設け、行政主体では策定できなかったが、結果的に、官民協働で策定することとなった。
- 民間主導で策定する**メリット**・・・行政の縦割りにとらわれず、現場のニーズに合わせた実務的なガイドラインを素早く作れる。**デメリット**・・・ガイドライン更新や予算、責任の所在が不明確。
- 行政主導で策定する**メリット**・・・医療機関や介護施設等が安心して活用し、身元保証拒否の解消につながりやすい。全庁的な連携（全世代対応）が可能。**デメリット**・・・庁内調整（高齢、障害、生活困窮など）や医師会等との意見調整、法規審査に時間がかかる。
- 令和8年度の組織改正により、地域福祉課が設置、重層的支援体制整備事業が開始され、当ガイドラインの担当課として決まったところ。作業の会議体としては、居住支援協議会の作業部会で扱うことが決定。保健師も作業部会の一員である。
- 今後は、改正社会福祉法、包括的支援事業等の強化・推進を関係機関と共有し、ガイドラインの見直しや包括的相談体制に関わっていきたい。

ご清聴、ありがとうございました。

